

北海道創生協議会設置要綱

(設置)

第1条 幅広い関係者の連携のもと、「第2期北海道創生総合戦略」の効果的な推進等を図るため、北海道創生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「第2期北海道創生総合戦略」の推進及び進捗状況の検証に関すること。
- (2) その他北海道の創生・人口減少の克服に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は別表1に掲げる機関の代表者等及び学識経験者で構成する。

- 2 構成員の任期は、就任の日から当該年度の3月31日までとする。
- 3 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は、再任することができる。

(協議会)

第4条 協議会は、知事が招集する。

- 2 協議会には、座長を置くものとする。
- 3 座長は、知事及び構成員の互選により選出された2名とする。
- 4 座長は、協議会を主宰する。
- 5 第3条第1項に掲げる構成員は、都合により協議会に出席できないときは、事前に事務局に通知し、当該構成員が所属する団体の役員又は職員のうちからその構成員が指名する者を代理人として出席させることができる。
- 6 協議会は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 7 協議会には、別表2に掲げる機関に所属する者をオブザーバーとして置く。
- 8 協議会には、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 協議会には、「第2期北海道創生総合戦略」に掲げる重点戦略プロジェクトの推進を図るため、部会を設けることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1に掲げる機関に所属する者のうち、機関の代表者が推薦する者で構成する。
- 3 幹事会は、協議会の所掌事項に関する事前・事後の調整等を行う。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会の所掌事項に関し、専門的な検討協議を行うため、協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに係る必要な事項については、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会及び幹事会の庶務は、北海道総合政策部地域創生局地域戦略課において処理する。

(設置期限)

第8条 協議会の設置期限は、「第2期北海道創生総合戦略」の推進期間である令和7年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月5日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第1項関係)

北海道
北海道経済連合会
一般社団法人北海道商工会議所連合会
北海道商工会連合会
北海道農業協同組合中央会
北海道漁業協同組合連合会
北海道森林組合連合会
北海道木材産業協同組合連合会
北海道市長会
北海道町村会
株式会社北洋銀行
株式会社北海道銀行
株式会社日本政策投資銀行
日本労働組合総連合会北海道連合会
株式会社北海道新聞社
一般社団法人北海道医師会
社会福祉法人北海道社会福祉協議会

別表2 (第4条第7項関係)

札幌市
総務省北海道総合通信局
財務省北海道財務局
厚生労働省北海道厚生局
厚生労働省北海道労働局
農林水産省北海道農政事務所
経済産業省北海道経済産業局
国土交通省北海道開発局
国土交通省北海道運輸局
環境省北海道地方環境事務所